

## 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します！

### 要 旨

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、「子育て世帯生活支援特別給付金」を5月末から支給するものです。

### 概 要

#### 1 内 容

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国制度)の支給について、支給の準備が整いましたのでお知らせします。支給額は児童一人につき5万円です。

#### 2 今回の対象者

##### ◇子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯分】

- ①令和5年3月分の児童扶養手当対象者。(申請不要。5月末に児童扶養手当口座等に振り込みます)
- ②公的年金給付等を受け児童扶養手当の支給を受けていない者。(要申請)
- ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者。(要申請)

##### ◇子育て世帯生活支援特別給付金【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分】

- ①令和4年度の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給した者。(沼津市から支給された方は申請不要。5月末に給付金口座等に振り込みます)
- ②①のほか、対象児童の養育者であって、以下のいずれかに該当する者。(要申請)
  - ・令和5年度分の住民税均等割が非課税である者
  - ・食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

#### 3 対象児童数等

児童数約4,200人 事業費217,000,000円

※4月19日に専決処分を実施済。財源は全額国庫補助金を充てる。

#### 4 申請について 準備が出来次第、市ホームページにて公表します。

### お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 こども家庭課  
直通:055-934-4827